

社会福祉法人健光園役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人健光園（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「役員」とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。
- (2)「常勤の理事」とは、理事長又は理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)「非常勤の役員」とは、役員のうち、「常勤の理事」以外の者をいう。
- (4)「報酬等」とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)「費用」とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1)常勤の理事報酬
- (2)非常勤の役員報酬
- (3)評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、正職員給与等支給規則第3条、健光園給与表(3)及び本規程別表2-(1)に準拠する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1及び別表2-(2)に定める額とする。
- 3 役員に対する報酬の総額は、常勤理事の職員としての報酬を除き上限を年間500万円とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給時期及び支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等は、毎月25日に支給する。但し、当日が金融機関の休業日に当たる場合はその前日とする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、原則として理事会又は評議員会への出席など法人業務に当たった都度、支給する。ただし、非常勤の役員については第1項にある常勤理事に準じて毎月25日に支給する場合がある。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を要する。

別表1 理事長の報酬

会議等への出席及び法人業務のための勤務	100～300万円／年
---------------------	-------------

別表2-(1) 常勤の役員の報酬

常勤理事	職員給与及び理事手当 30万円／年
------	-------------------

別表2-(2) 非常勤の役員の報酬

区分	日額
非常勤理事（理事会等への出席及び法人業務のための勤務）	10,000円（所得税控除後）
監事（理事会等への出席及び監査等法人業務のための勤務）	10,000円（所得税控除後）

別表3 評議員等の報酬（評議員、評議員選任・解任委員）

評議員等	日額
評議員会等への出席及び法人業務のための勤務	10,000円（所得税控除後）

附則

この規程は、平成29年6月19日より施行する。

この規程は、令和元年6月25日より施行する。

この規程は、令和3年9月27日より施行する。

